

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける

農業者の資金繰りを支援します

新型コロナウイルスの感染拡大により、大葉や食用菊などのつまもの類、花き、ラディッシュなどの作物を中心に売り上げが不振に陥っており、農業者の経営状況が厳しくなっています。

このため、市はJ A豊橋が新設する経済的損失を受けた農業者に対する融資制度に対して当初3年間は実質無利子となるよう利子補給を行い、農業者の経営を支援します。

なお、4年目以降はJ A豊橋が金利を0.00%とします。

ポイント① 最大300万円まで、最長8年間は原則実質無利子で融資を受けることができます。

ポイント② 認定農業者でなくても、融資を受けることができます。

※既存の融資制度は、対象を認定農業者（経営改善計画書を市に提出し、認定を受けた農業者）としている場合が多い

○対象資金

J A豊橋「新型コロナウイルス対策資金」

- ・借入金利 当初3年間：年1.00%（豊橋市の利子補給により年0.00%）
4年目以降：年0.00%
- ・償還期限 8年以内（据置期間3年以内）
※ただし、元金償還期間は5年以内
- ・融資金額 100～300万円（10万円単位）
- ・取扱期間 令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
- ・申込場所 J A豊橋各支店
※1経営体あたり1回限り
※申込に際してJ A豊橋の審査あり

○利子補給の内容

- ・補給期間 3年間
- ・補助率 10/10（1.00%）

○予算額

10,000千円（融資総額10億円×金利0.01）